

## 関連資料2「参照条文」

下水道法（昭和33年法律第79号） 抜粋

（水質の測定義務等）

第12条の12 継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号） 抜粋

（水質の測定等）

第15条 法第12条の12（法第25条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定による水質の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

（第1号省略）

(2) 前号の測定は、温度又は水素イオン濃度については排水の期間中1日1回以上、生物化学的酸素要求量については14日を超えない排水の期間ごとに1回以上、ダイオキシン類については1年を超えない排水の期間ごとに1回以上、その他の測定項目については7日を超えない排水の期間ごとに1回以上行うこと。ただし、公共下水道管理者又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この号及び第4号において同じ。）の管理者は、公共下水道又は流域下水道の終末処理場の能力、排水の量又は水質等を勘案してダイオキシン類以外の測定項目の測定の回数につき、別の定めをすることができる。

（第3号から第5号まで省略）

横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月規則第103号） 抜粋

（水質の測定等）

第16条 法第12条の12に規定する水質の測定は、次の表の左欄に掲げる水質の項目に応じ、同表の右欄に掲げる回数とする。

水質の項目	測定の回数
カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機りん化合物 鉛及びその化合物 6価クロム化合物 砒ひ素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	14日を超えない排水の期間ごとに1回以上

アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル セレン及びその化合物	
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン	1箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上
ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条のダイオキシン類をいう。）	1年を超えない排水の期間ごとに1回以上
温度 水素イオン濃度	排水の期間中1日1回以上
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 窒素含有量 りん含有量	1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル未満の場合は、3箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上 1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方メートル未満の場合は、2箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上の場合は、1箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上
生物化学的酸素要求量浮遊物質 ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量に限る。）	1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル未満の場合は、1年を超えない排水の期間ごとに1回以上 1日当たりの平均的な排出水の量が20立方

	メートル以上50立方メートル未満の場合は、3箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上
	1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上2,000立方メートル未満の場合は、2箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上
	1日当たりの平均的な排水の量が2,000立方メートル以上の場合は、14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量に限る。）	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル未満の場合は、3箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上
	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル以上50立方メートル未満の場合は、1箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上
	1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上の場合は、14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
その他	1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満の場合は、1箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上
	1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上の場合は、14日を超えない排水の期間ごとに1回以上

(第2項省略)